

## 第6章

---

# 火山災害対策計画

## 第6章 火山災害対策計画

噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、利尻富士町及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

### 第1節 利尻山の概況

#### 1 火山の現状

本町に影響を及ぼす最も活動的な火山は「利尻山」である。

#### 2 「利尻山」の概況

稚内西方約30kmの日本海上に位置する利尻山の活動は、約20万年前に始まり約4万年前までに主要な火山体を形成させた。

最新の噴火は、南山麓で起こった玄武岩質マグマからなるマールの形成及び小規模なスコリア丘群の形成とそれに伴う溶岩流の流出である。

小規模なスコリア丘群は、土壌の厚さなどから2～8000年前以前に形成されたと推定されているが、現在噴気活動は認められない。

### 第2節 災害予防対策

#### 第1 防災組織

##### 1 町の災害対策組織

町長は、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合は、その状況に応じて第3章第1節「組織計画」による災害対策本部を設置し、災害対策を実施する。

#### 第2 火山現象に関する情報の収集及び伝達

##### 1 火山現象に関する警報及び予報の種類

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条第1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条第2項及び基本法第55条の規定により町長に通知する。

2 火山現象警報及び火山現象予報の種類と呼び方及び警戒事項等

(1) 噴火警報及び噴火予報

| 種別   | 名称              | 略称         | 対象範囲                   | 発表基準等   | 警戒事項等          |
|------|-----------------|------------|------------------------|---|----------------|
| 特別警報 | 噴火警報<br>(居住地域)* | 噴火警報       | 居住地域又は山麓及びそれより火口側      | 居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合 | 居住地域<br>嚴重警戒** |
| 警報   | 噴火警報<br>(火口周辺)  | 火口周辺<br>警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合             | 入山危険           |
|      |                 |            | 火口から少し離れた所までの火口周辺      | 火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合                    | 火口周辺危険         |
| 噴火予報 | 噴火予報            | —          | 火口内等                   | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。         | 平常             |

\*居住地域が不明確な場合は「噴火警報(山麓)」 \*\*居住地域が不明確な場合は「山麓嚴重警戒」と記載。

(2) 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

(3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

3 火山の状況に関する情報等

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動回数、噴火の状況等を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて発表する。

(2) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて発表する。

(3)週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

(4)月間火山概況

前月一箇月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(5)噴火に関する火山観測報

噴火が発生した場合に、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

4 噴火警報等の発表官署

本道における全ての火山に係わる火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

5 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(1)町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(2)町は、異常現象を了知し、稚内地方気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

6 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

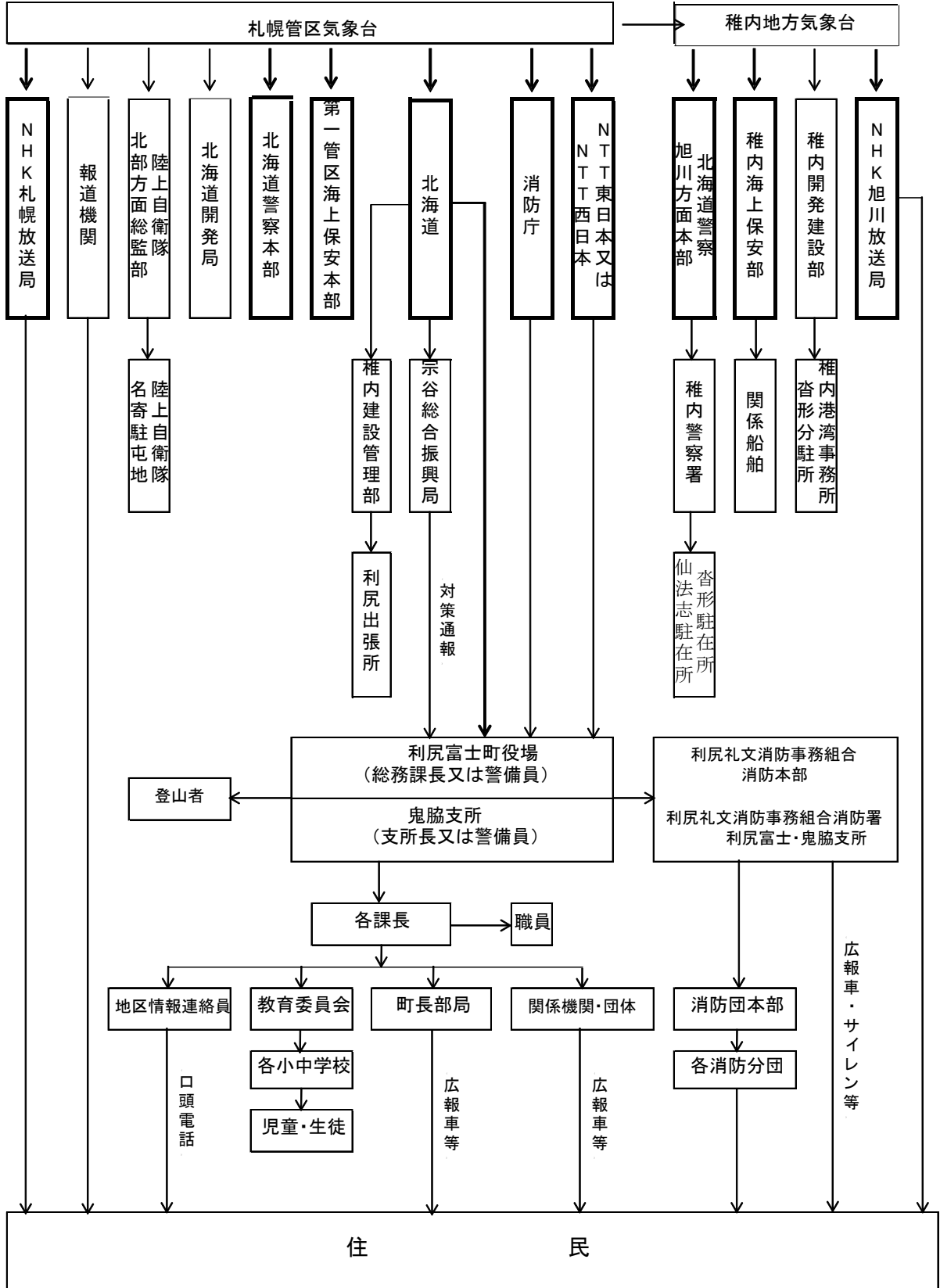
(1)噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。

(2)町長は、知事から通知を受けたときは、通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

火山情報伝達系統図

※太線は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達、太枠は、気象業務法施行令の規定に基づく法定伝達先。



### 第3 災害情報通信

火山現象に係る情報の通報を受けたときの伝達及び被害状況の収集・報告は、第5章第1節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

### 第4 災害広報

災害応急対策に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところによる。

### 第5 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第5章第3節「応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

### 第6 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### 第7 警戒区域の設定

町及び各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところ及び札幌管区気象台の発表する噴火警報及び火口周辺警報に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

### 第8 救助救出及び医療救護活動等

町及び各関係機関は、第5章第5節「救助救出計画」及び第15節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び各関係機関は、第5章第22節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

### 第9 道路、船舶及び航空交通の規制等

防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第7節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

### 第10 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第27節「自衛隊派遣要請依頼及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、知事(宗谷総合振興局長)に自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとする。